

# 院内感染対策に関する取り組み事項

## 1 院内感染対策に関する基本的考え方

病院に関わる全ての人々を対象に安全・安心な医療を提供するため、病院全体として感染防止対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。院内感染防止の目的として、血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性があると対応する標準予防対策、特定の微生物の感染経路を遮断する接触予防対策、飛沫予防対策、空気予防対策を実践し、患者と医療従事者双方における感染の危険性を減少します。

## 2 院内感染対策のための委員会に関する基本事項

院内感染対策について、委員会設置を設置し、感染予防に向けた事項を審議しています。感染対策を推進する感染対策チーム(ICT)と抗菌薬の適正な使用を推奨する抗菌薬適正使用支援チーム(AST)は組織横断的に活動します。

## 3 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本事項

職員に対し、全員を対象に研修会を開催すると共に、基本的な対策を周知徹底し、情報の共有化を図ります。

## 4 感染症発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届け出の他、院内における耐性菌等に関する情報レポートを作成、感染経路の分析、拡大防止策について検討し、その防止対策を病院職員にフィードバックし、周知徹底を図ります。感染症患者が発生または疑われる場合は、病院職員が感染症を報告する体制を整えます。

## 5 院内感染発生時の対応に対する基本事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、病院全体の組織として判断し、迅速かつ適切に対応します。また、必要に応じ通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携対応します。

## 6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は、患者様及びそのご家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

## 7 その他の当該病院における院内感染対策の推進の為に必要な基本方針

院内感染対策の推進をするため「感染対策マニュアル」の見直し、改訂を図り、新しい情報を共有し、提供します。